

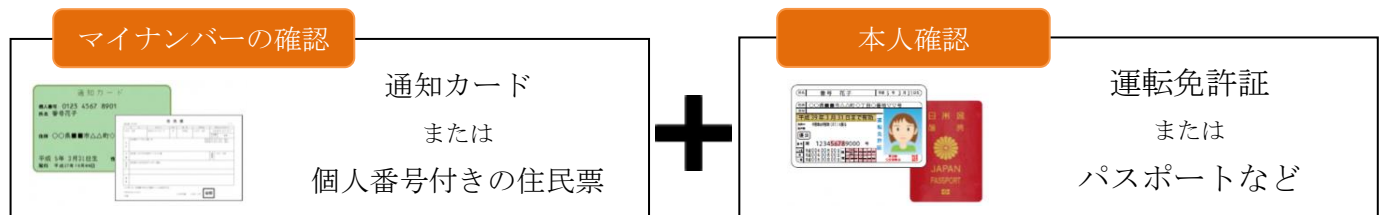
各種事務手続きでマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーを使用する手続きでは、マイナンバーの通知カードなどで行う「番号確認」と、運転免許証などで行う「本人確認」を行います。また、写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証や介護保険証など2点以上の証明書を提示していただくことになります。

メリット！カードを取得すると…

カード1枚で番号確認と本人確認を同時に行うことができます。さらに、本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、e-Tax等の電子申請を行うことができます。

★ 例) マイナンバーの記載が必要な申請書を役場に提出する場合 ★

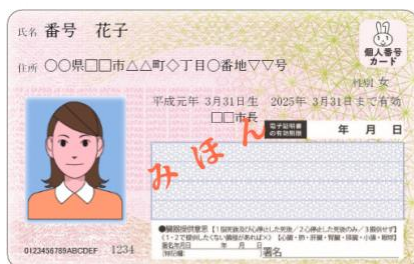


※ 通知カードをお持ちでない場合、マイナンバーが記載された住民票を取得していただくこともあります。通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

※ 顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。(例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳。ただし、税に関する事務の場合はどちらか1つで構いません。



○マイナンバーカードをお持ちの場合



「マイナンバーの確認」と「本人確認」が「マイナンバーカード」のみでできます。

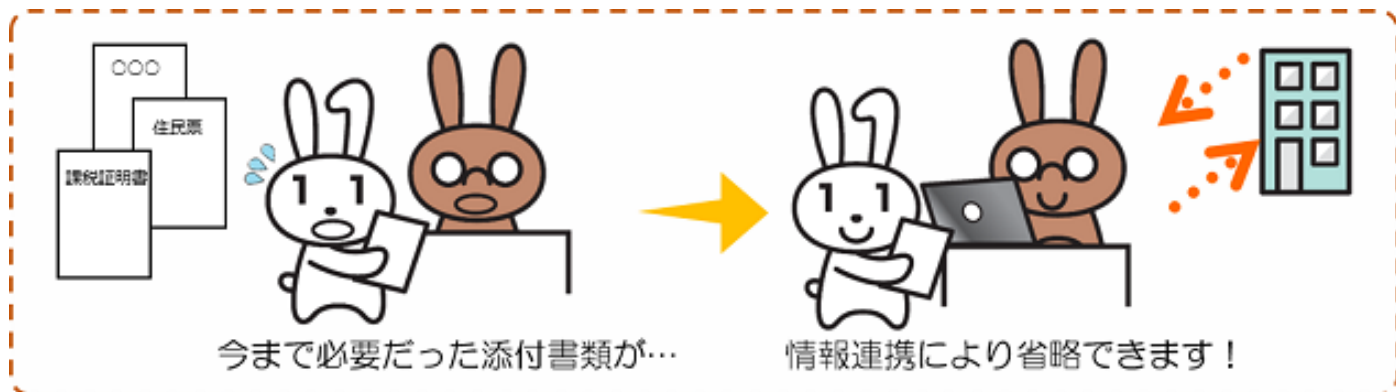
！マイナンバーカードをつくろう！

マイナンバーカードの申請がまだお済みでない人はぜひ、この機会にご申請ください。初回発行時は無料で作成できます！

マイナンバーで事務手続きの 添付書類が省略できます！

マイナンバー制度の「情報連携」の本格運用（平成29年11月13日開始）に伴い、社会保障や税に関する一部の事務手続きで、これまで提出が必要だった課税証明書などが省略できるようになりました。

※ 情報連携とは、法律に基づき、異なる行政機関の間で専用のネットワークシステムを用いて情報をやりとりすることです。



省略可能な書類の例 ※1

申請項目	省略可能な書類の例
児童手当の申請	課税証明書
	住民票 ※2
児童扶養手当の申請	課税証明書
	住民票 ※2
介護保険料の減免申請	課税証明書
	住民票 ※2
	生活保護受給証明書

申請項目	省略可能な書類の例
介護保険被保険者証の交付申請	医療保険被保険者証
障がい福祉サービスの申請	課税証明書
	住民票 ※2
障がい者・児に対する 医療費助成の申請	生活保護受給証明書
	課税証明書
	住民票 ※2
	生活保護受給証明書

※1 一例です。詳しくは申請先の担当課にお問い合わせいただくか、内閣府のマイナンバーホームページをご覧ください。

※2 平成30年7月以降に省略可能となる見込みです。

マイナンバーについてのお問い合わせ

0120-95-0178

マイナンバー総合フリーダイヤル

受付時間

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

